

入 札 予 報

委託業務番号	令和2年度 第204号	
委託業務名称	第1プラント受入槽・貯留槽等の清掃及び清掃汚泥運搬処分業務	
委託業務場所	別紙仕様書のとおり	
履行期間	契約締結日の翌日から ——日開 令和3年3月26日まで	
入札日時	令和2年11月25日 午後1時00分	
入札場所	長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ管理棟1F 総務課 執務室	
No.	業者名	委託業務概要
1	(株)ヴァイオス	
2	太平洋セメント(株) 関西四国支店	
3	(株)南信サービス	
4	八光海運(株)	
5	三重中央開発(株)	
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

くじになった場合に
備えての3桁以内の
任意の数字記入欄

--	--	--

※記入がない場合
は000とみなす

入 札 書

1 入札金額 (総額・税抜)			億	千	百	十	万	千	百	十	円
2 委託業務番号	令和2年度 第204号										
3 委託業務名称	第1プラント受入槽・貯留槽等の清掃及び清掃汚泥 運搬処分業務										
4 委託業務場所	別紙仕様書のとおり										
5 入札保証金額	免除										

上記の金額をもって契約したいので、仕様書、契約書案および湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）ならびに指示事項を承知して入札いたします。

なお、同価の入札をした者が2者以上ある場合、くじ引きの結果について不服申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

入札者 商号又は名称

代表者氏名

印

契約担当者 湖北広域行政事務センター 管理者 若林 正道 様

「入札書の送付方法」

郵便入札の送付方法は、入札書を入れた封筒をさらに別の封筒に入れて郵送していただくこととします。なお、封筒のサイズは問いません。

二重封筒になっていない場合は失格としますので、御注意ください。

【入札書郵送方法】

- (1) 入札書は、案件名及び開札日を明記した封筒に入れてしっかりと糊付けし封緘する。
- (2) 内訳書の提出が指示されている場合は、入札書と一緒に①の封筒に入れる。
- (3) (1) の封筒をさらに別の封筒に入れて、その封筒の裏面に次の事項を記載して、**一般書留又は簡易書留**で入札書送付先に郵送する。
 - ①案件名 ②開札日 ③入札者の名称
 - ④入札者の電話番号 ⑤FAX番号 ⑥担当者氏名
- (4) 複数の案件を同封される場合（送付先が同じ場合に限る。）は、必ず**案件ごとに内封筒**を作成してください。また、入札書の入れ間違いには十分ご注意ください。

(1) 内封筒 (表)

案件名	〇〇委託業務
開札日	令和2年〇月〇日

(2) 内訳書

入札書	+	内訳書 (指示がある場合)
-----	---	------------------

(1) 内封筒 (裏)

印	糊付けし、入札書の印と同じ印で封緘する
---	---------------------

(3) 外封筒 (表)

〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 総務課 宛	入札書在中と朱書してください
簡易書留 一般書留	
入札書在中	

(3) 外封筒 (裏)

①案件名
②開札日
③入札者の名称
④入札者の電話番号
⑤入札者のFAX番号
⑥担当者氏名

令和 年 月 日

入 札 辞 退 届

湖北広域行政事務センター 管理者 若林 正道 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

- 1 委 託 業 務 番 号 令和2年度 第204号
- 2 委 託 業 務 名 称 第1プラント受入槽・貯留槽等の清掃及び清掃汚泥運搬処分業務
- 3 委 託 業 務 場 所 別紙仕様書のとおり

上記について指名を受けましたが、次の理由により入札参加を辞退します。

辞退理由

※1 この届は、入札執行前に総務課（〒526-0021 長浜市八幡中山町200番地）に郵送又はFAXにて提出（入札日までに到達するものに限る。）してください。

※2 入札権限を委任している場合、代表者氏名欄は、受任者の記名・押印をしてください。

※3 入札を無断で辞退することがないように十分留意してください。

特記仕様書

委託業務番号 令和2年度 第204号
委託業務名称 第1プラント受入槽・貯留槽等の清掃及び清掃汚泥運搬処分業務
委託業務場所 滋賀県長浜市湖北町海老江1049番地
湖北広域行政事務センター 第1プラント
委託業務期間 契約締結日の翌日から令和3年3月26日

第1 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（平成28年4月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（平成31年4月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第1条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第2条

1 安全管理

- (1) 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- (3) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- (4) 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- (5) 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 本業務は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを作業時間とする。ただし、監督職員が事前に承諾した場合は前記時間以外に作業できるものとする。
- (4) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (5) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (6) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (7) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (8) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (9) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	1	作業報告書	
現場代理人届	1	作業写真	1
第2種酸素欠乏危険作業主任者届	1	業務完了届書	1
工程表		請求書	1
廃掃法上必要な許可証(写)等	1		
その他監督職員が指示するもの	1	その他監督職員が指示するもの	1

業務内容

第1 業務概要

本業務は第1プラント施設の受入槽・貯留槽等の清掃及び清掃汚泥運搬処分を行うものである。

第2 作業条件（現場条件）

本業務は、稼働中の第1プラント施設での業務であり、安全に十分に注意し実施すること。

第3 業務内容

（1）業務内容

①（2）清掃箇所に記載の①から⑨までの各槽内を清掃し、清掃汚泥を引き抜き運搬・処分を行う。なお、業務実施にあたっては、センターの指定する1日間で行うこと。

②作業開始時間は、おおむね午前8時30分を目途とすること。

（2）清掃箇所

総容量

①生し尿受入槽	250 m ³
②生し尿貯留槽	385 m ³
③浄化槽汚泥貯留槽	187 m ³
④沈砂槽	16 m ³
⑤雑排水槽	243 m ³
⑥硝化液移送ポンプ井	51 m ³
⑦砂ろ過・活性炭逆洗排水ピット	34 m ³
⑧スカム槽	13 m ³
⑨放流水塩素接触槽	29 m ³

（3）清掃、運搬処分実施時期

実施時期：令和3年3月の第1土曜日（業務の都合で変更する場合もある。）

（4）運搬・処分量

70 kℓ

（5）清掃、運搬車輛

吸引車両（ダンパー車）及び清掃汚泥運搬車両

※清掃汚泥70kℓを運搬、処分するのに必要な台数を確保すること。

（6）処分場所

一般廃棄物処理施設〔廃掃法第八条に規定された施設のうちし尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く）〕で処理すること。

ただし、廃掃法施行令第四条第九項のイの規定に基づき、処分先の施設所在市

町に通知した後に履行すること。

(7) その他

- ・本業務に業務上、技術管理的に当然必要と認められる内容についても含まれるものとする。
- ・施工にあたっては十分な事前調査を行うこと。
- ・本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、請負費に含まれるものとする。
- ・本仕様書に記載なき項目については、その都度監督職員と協議するものとする。

第4 特記事項

1. 現場管理

- (1) 受注者は、契約後第1プラントと充分打ち合わせを行い、業務に着手すること。
- (2) 現場代理人は、施工中現場に常駐し、第1プラント係員の監督のもと、業務に関する一切の責任を全うするものとする。
- (3) 作業主任者は、業務に関する経験豊富な者で、当該業務にかかる技術的事項を総括し監督指導するものとする。

2. 現場の点検、立会および現場写真

業務の過程ごとに第1プラント係員の立会、点検を受けること。また、業務の着手前に、必ず酸素濃度等を測定し、その測定記録表を清掃前後の現場写真とともに第1プラントに提出すること。

3. 安全対策

本業務については、処理場内で酸素欠乏症、硫化水素中毒及び爆発等の危険が伴う作業であり、また高所での作業もあることから、労衛法を始めとする関係諸法令を遵守し、センター職員と密接な連絡を図り、労働災害及び事故防止に努めること。したがって、関係法令に基づき、安全かつ衛生的に作業を行わなければならない。万が一本業務作業中に発生した事故等は、すべて受託者が責任をもって解決すること。

4. 公害対策

- (1) 作業中は、処理場内から汚水及び汚物が流出しないよう万全を期し、環境の保全に努めること。
- (2) 作業にあたっては、悪臭の発生防止に努めるとともに、屋外への臭気漏れ対策を行うこと。

5. その他

- (1) 入札金額には、業務に係る費用をすべて含めること。
- (2) 処分の際に一般廃棄物処理施設を管轄する地方自治体の条例で定められた環境保全にかかる協力金並びに申請費用等が発生する場合は、入札金額に含めるものとし、その支払いの責を負うものとする。